

表題部所有者の登記をした旨の公告

下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 15 条第 1 項に規定する登記を行ったので、第 16 条の規定により、公告する。

令和 7 年 5 月 9 日

秋田地方法務局大館支局 登記官 藤 原 孝 寿

記

- 1 手続番号
第 4 1 0 3 - 2 0 2 2 - 0 0 0 1 号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
大館市早口字下畑 2 3 番 1

表題部所有者の登記をした旨の公告

下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 15 条第 1 項に規定する登記を行ったので、第 16 条の規定により、公告する。

令和 7 年 5 月 9 日

秋田地方法務局大館支局 登記官 藤 原 孝 寿

記

- 1 手続番号
第 4 1 0 3 - 2 0 2 2 - 0 0 0 2 号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
大館市早口字下比立内 1 1 番

表題部所有者の登記をした旨の公告

下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 15 条第 1 項に規定する登記を行ったので、第 16 条の規定により、公告する。

令和 7 年 5 月 9 日

秋田地方法務局大館支局 登記官 藤 原 孝 寿

記

- 1 手続番号
第 4 1 0 3 - 2 0 2 2 - 0 0 0 4 号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
大館市早口字中島 7 7 番 1

表題部所有者の登記をした旨の公告

下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 15 条第 1 項に規定する登記を行ったので、第 16 条の規定により、公告する。

令和 7 年 5 月 9 日

秋田地方法務局大館支局 登記官 藤 原 孝 寿

記

- 1 手続番号
第 4 1 0 3 - 2 0 2 2 - 0 0 0 5 号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
大館市早口字李岱頭 4 6 番

表題部所有者の登記をした旨の公告

下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 15 条第 1 項に規定する登記を行ったので、第 16 条の規定により、公告する。

令和 7 年 5 月 9 日

秋田地方法務局大館支局 登記官 藤 原 孝 寿

記

- 1 手続番号
第 4 1 0 3 - 2 0 2 2 - 0 0 0 6 号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
大館市商人留字町道添 2 3 番

表題部所有者の登記をした旨の公告

下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 15 条第 1 項に規定する登記を行ったので、第 16 条の規定により、公告する。

令和 7 年 5 月 9 日

秋田地方法務局大館支局 登記官 藤 原 孝 寿

記

- 1 手続番号
第 4 1 0 3 - 2 0 2 2 - 0 0 0 8 号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
大館市商人留字田保 1 2 番

表題部所有者の登記をした旨の公告

下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 15 条第 1 項に規定する登記を行ったので、第 16 条の規定により、公告する。

令和 7 年 5 月 9 日

秋田地方法務局大館支局 登記官 藤 原 孝 寿

記

- 1 手続番号
第 4 1 0 3 - 2 0 2 2 - 0 0 1 6 号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
北秋田市綴子字掛泥向 4 7 番